

(参考：反映版（農薬に係る部分に限る。))

## 飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について

昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知  
最終改正 令和 6 年 2 月 22 日付け 5 消安第 6733 号農林水産省消費・安全局長通知

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 23 条においては、有害な物質を含む飼料等の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、有害な物質を含む飼料等の製造、輸入、販売又は使用の禁止が定められています。

同条第 1 号に掲げる有害な物質を含み、又はその疑いがある飼料に該当するかどうかを判断するための基準について、下記のとおり定めていますので、貴会傘下の会員（組合員）に対する工程管理の周知徹底につき御協力をお願いします。

### 記

- 1 別紙 1 の指導基準を超えた飼料については、法第 23 条第 1 号に掲げる有害な物質を含み、又はその疑いがある飼料に該当する。
- 2 別紙 2 の管理基準を超えた飼料については、直ちに法第 23 条第 1 号に掲げる飼料に該当しないが、農林水産省消費・安全局畜産安全管理課（以下「農林水産省」という。）が、飼料から畜産物への移行性や家畜等への影響の状況等を総合的に勘案した上で法第 23 条第 1 号に掲げる飼料に該当するか判断する。
- 3 事業者による工程管理の自主検査等により指導基準又は管理基準を超えた飼料が確認された場合には、事業者は、農林水産省に速やかに報告すること。
- 4 指導基準又は管理基準を超えた場合には、飼料の製造等の工程管理が適切に実施されていなかった可能性があることから、事業者は、関係者と協力して原因究明を行い、同様の事例が再発することのないよう努めること。
- 5 本基準に係る分析法は、「飼料分析基準」（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 消安第 14729 号）によるものとする。

別紙 1 (略)

別紙 2

管理基準

単位：mg/kg

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農薬	2, 4-D	稲わら	1
		稲発酵粗飼料	1
	MCPA	稲わら	2
		稲発酵粗飼料	1
		粃米	2
	アゾキシストロビン	稲わら	5
		稲発酵粗飼料	1
		粃米	2
	イソチアニル	稲わら	2
		稲発酵粗飼料	0.7
		粃米	0.3
	イソプロカルブ	稲わら	1
		稲発酵粗飼料	0.1
	イソプロチオラン	稲わら	40
		稲発酵粗飼料	20
		粃米	15
	イプフルフェノキン	稲わら	4
	イプロベンホス	稲わら	15
	イミダクロプリド	稲わら	10
		稲発酵粗飼料	3
粃米		3	
インピルフルキサム	稲わら	0.4	
	稲発酵粗飼料	0.2	
エチプロール	稲わら	3	
	粃米	1	
エディフェンホス	稲わら	10	
	稲発酵粗飼料	1	
エトフェンプロックス	稲わら	30	

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農薬	エトフェンプロックス	稲発酵粗飼料	10
		粃米	20
	オキサジクロメホン	稲わら	0.3
		稲発酵粗飼料	0.1
	オキシリニック酸	稲わら	10
		稲発酵粗飼料	0.1
		粃米	3
	オリサストロビン	稲わら	5
		稲発酵粗飼料	0.7
		粃米	1
	カルプロパミド	稲わら	3
		稲発酵粗飼料	0.7
	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	稲わら	20
		稲発酵粗飼料	5
		粃米	5
	カルボスルファン	稲わら	0.7
		稲発酵粗飼料	1
	キノクラミン	稲わら	0.3
		稲発酵粗飼料	0.1
		粃米	0.05
	クミルロン	稲わら	2
	グリホサート	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.2
グルホシネート	稲わら	0.5	
	稲発酵粗飼料	0.1	
クロチアニジン	稲わら	10	
	稲発酵粗飼料	2	
	粃米	5	
クロマフェノジド	稲わら	5	
	粃米	3	

種 類	有 害 物 質 名	対象となる飼料	基準
	クロラントラニリプロール	稲わら	0.15
		稲発酵粗飼料	0.05
	クロロタロニル	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
	シアントラニリプロール	稲わら	0.06
		稲発酵粗飼料	0.2
	シクロピリモレート	稲わら	0.3
		稲発酵粗飼料	0.05
	ジクロベンチアゾクス	稲わら	0.06
		稲発酵粗飼料	0.06
	ジクワット	稲わら	0.05
		稲発酵粗飼料	0.05
	ジノテフラン	稲わら	10
		稲発酵粗飼料	5
		粃米	15
	シハロホップブチル	稲わら	2
		稲発酵粗飼料	0.1
		粃米	2
	シメコナゾール	稲わら	3
		粃米	0.3
ジメタメトリン	稲わら	0.2	
	稲発酵粗飼料	0.1	
シラフルオフエン	稲わら	20	
	粃米	15	
スピネトラム	稲わら	0.7	
	稲発酵粗飼料	0.3	
スピノサド	稲わら	0.5	
	稲発酵粗飼料	0.2	
スルホキサフロル	稲わら	4	
	稲発酵粗飼料	3	

種 類	有 害 物 質 名	対象となる飼料	基準
農 薬	スルホキサフロル	粃米	10
		稲わら	2
	ダイアジノン	稲発酵粗飼料	1
		稲わら	0.7
	ダイムロン	稲発酵粗飼料	0.2
		稲わら	0.5
	チアクロプリド	稲発酵粗飼料	0.2
		稲わら	50
	チアジニル	稲発酵粗飼料	5
		稲わら	2
	チアメトキサム	稲発酵粗飼料	0.1
		稲わら	2
		粃米	3
	チウラム	稲わら	0.04
		稲発酵粗飼料	0.02
	チフルザミド	稲わら	25
		稲発酵粗飼料	0.5
	テトラニリプロール	稲わら	0.05
		稲発酵粗飼料	0.05
	テブフェノジド	稲わら	20
稲発酵粗飼料		10	
粃米		5	
テブフロキン	稲わら	20	
	稲発酵粗飼料	2	
	粃米	3	
トリクロルホン	稲わら	2	
	粃米	2	
トルプロカルブ	稲わら	2	
	稲発酵粗飼料	1	
	粃米	1	
ニテンピラム	稲わら	2	

種 類	有 害 物 質 名	対象となる飼料	基準
農 薬	ニテンピラム	稲発酵粗飼料	1
		粃米	1
	パクロブトラゾール	稲わら	0.7
	パラコート	稲わら	0.3
		稲発酵粗飼料	0.05
	ハロスルフロンメチル	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.8
	ヒドロキシイソキサゾール	稲わら	1
		稲発酵粗飼料	0.1
		粃米	0.5
	ピメトロジン	稲わら	1
	ピリミノバックメチル	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.2
	ピロキロン	稲わら	3
		稲発酵粗飼料	0.5
		粃米	0.3
	フィプロニル	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
	フェノキサスルホン	稲わら	0.15
		稲発酵粗飼料	0.03
フェノキサニル	稲わら	30	
	稲発酵粗飼料	3	
フェノブカルブ	稲わら	5	
	稲発酵粗飼料	5	
	粃米	3	
フェリムゾン	稲わら	20	
	稲発酵粗飼料	5	
	粃米	5	
フェンキノトリオン	稲わら	1.5	
	稲発酵粗飼料	0.03	

種 類	有 害 物 質 名	対象となる飼料	基準
農 薬	フェンチオン	稲わら	2
		稲発酵粗飼料	0.1
	フェントエート	稲わら	2
		稲発酵粗飼料	1
		粃米	0.7
	フサライド	稲わら	130
		稲発酵粗飼料	30
	ブプロフェジン	稲わら	25
		稲発酵粗飼料	15
		粃米	10
	フラメトピル	稲わら	3
		稲発酵粗飼料	0.5
		粃米	0.5
	フルジオキシニル	稲わら	0.05
		稲発酵粗飼料	0.1
	フルピリミン	稲わら	7
		粃米	9
	<u>フルトラニル</u>	<u>稲わら</u>	<u>60</u>
		<u>稲発酵粗飼料</u>	<u>15</u>
		<u>粃米</u>	<u>20</u>
プロクロラズ	稲わら	0.2	
	稲発酵粗飼料	0.1	
プロパニル	稲わら	0.05	
	稲発酵粗飼料	0.05	
	粃米	0.05	
プロヘキサジオンカルシウム塩	稲わら	0.2	
プロベナゾール	稲わら	8	
	稲発酵粗飼料	0.7	
	粃米	0.3	
ブロモブチド	稲わら	2	

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農薬	ブロモブチド	稲発酵粗飼料	0.5
	フロルピラウキシフェンベンジル	稲わら	7
		稲発酵粗飼料	0.2
		粃米	0.6
	ペノキススラム	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
		粃米	0.1
	ヘプタクロル	稲わら	0.02
		稲発酵粗飼料	0.02
		粃米	0.02
	ベンズピリモキサシ	稲わら	20
		稲発酵粗飼料	6
		粃米	6
	ベンスルフロンメチル	稲わら	0.1
		稲発酵粗飼料	0.05
	ベンゾフェナップ	稲わら	0.7
		稲発酵粗飼料	0.2
	ベンタゾン	稲わら	0.3
		稲発酵粗飼料	0.1
	ベンチオカーブ	稲わら	0.1
		稲発酵粗飼料	0.1
ペンディメタリン	稲わら	0.02	
ベンフレセート	稲わら	0.3	
	稲発酵粗飼料	0.2	
マラチオン	稲わら	0.5	
	粃米	2	
メタアルデヒド	稲わら	0.7	
	稲発酵粗飼料	0.3	
メタゾスルフロン	稲わら	0.15	
	稲発酵粗飼料	0.7	



種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農薬	メタミホップ	稲わら	4
		稲発酵粗飼料	0.5
		粃米	0.4
	メタラキシル	稲わら	0.5
		稲発酵粗飼料	0.2
	メトキシフェノジド	稲わら	5
		稲発酵粗飼料	2
		粃米	2
	メトミノストロビン	稲わら	5
		粃米	2
	メプロニル	稲わら	25
		稲発酵粗飼料	10
		粃米	7
	モリネート	稲わら	0.3
稲発酵粗飼料		0.1	
重金属等	(略)	(略)	(略)
かび毒	(略)	(略)	(略)
その他	(略)	(略)	(略)

注1 基準の対象となる配合飼料には、混合飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）を含み、養殖水産動物用飼料は含まない。

2 「乾牧草等」は、乾牧草、ヘイキューブ、稲わら、綿実及びビートパルプを指す。

3 「肉骨粉」には、家きん処理副産物を含む。

4 農薬の欄に掲げる基準の対象となる稲わら又は稲発酵粗飼料は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)の別表第1の1の(1)のセに定める牧草の基準値の対象に含まれない。なお、農薬の欄に掲げる基準は、乾物の割合を稲わらで90%（水分の割合10%）、稲発酵粗飼料で40%（水分の割合60%）、粃米で88%（水分の割合12%）としたときの値である。

5 基準の対象となるとうもろこしは、外皮、ひげ及びしんを除いた種子を指す。

6 基準の対象となる飼料が給与される家畜は、牛、豚、めん羊、山羊及び鹿を指す。ただし、フモニシン（ $B_1 + B_2 + B_3$ ）の基準の対象となる飼料が給与される家畜には、馬（食用に供するものに限る。）を含む。

7 基準の対象となる飼料が給与される家きんは、鶏及びうずらを指す。

8 基準の対象となる飼料が給与される反すう動物は、牛、めん羊、山羊及び鹿を指す。

す。

- 9 基準の対象となる飼料が給与される家畜及び家きんの生育期は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 1 の 1 の（1）のウの注 1 に定める生育期に準ずるものとする。